

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成30年2月28日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 4号 事業計画変更申請について
- 議第 5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 7号 農地の競売（買受）適格者証明願いについて
- 議第 8号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について
- 議第 9号 農地利用集積円滑化事業規程の変更承認に係る意見について

- 報告事項
- 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について
 - 報第 2号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
 - 報第 3号 農地潰廃通報について
 - 報第 4号 作付変更届について
 - 報第 5号 農地法第3条の3第1項の届出について

出席委員 33名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 渡 邊 一 英 委員 | 3番 嘉 藤 太加雄 委員 |
| 4番 藤 田 吉 則 委員 | 5番 栗 原 一 郎 委員 |
| 6番 野 崎 文 夫 委員 | 7番 五十嵐 秀 一 委員 |
| 8番 蒲 澤 正 委員 | 9番 大 桃 伸 之 委員 |
| 10番 眞 野 薫 委員 | 11番 坂 井 良 雄 委員 |
| 12番 大 竹 正 信 委員 | 13番 原 正 利 委員 |
| 14番 羽 生 俊 昭 委員 | 15番 刈 屋 一 夫 委員 |
| 16番 佐 藤 満 委員 | 17番 捧 譽 委員 |
| 18番 内 山 清 委員 | 19番 佐 藤 裕 雄 委員 |
| 20番 村 井 善一郎 委員 | 21番 阿 部 新一郎 委員 |

22番	阿部 眞佐雄	委員	23番	田邊 稔	委員
24番	阿部 銀次郎	委員	25番	清野 秀作	委員
26番	星野 英治	委員	27番	内山 敏雄	委員
28番	渡邊 勝夫	委員	29番	熊倉 睦	委員
30番	原田 勝	委員	31番	小林 茂宏	委員
32番	坂井 浩行	委員	33番	横山 一雄	委員
34番	廣川 哲也	委員			

欠席委員 1名

2番 村山 佐喜雄 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	清水 学
経営基盤係副参事	渡辺 正美
経営基盤係主任	長谷川 義隆
経営基盤係 一般任用主事	左居 香

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時54分 三條新聞社傍聴)

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

(挨拶 略)

これより会議に入ります。

最初に、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、出席33名、欠席1名で会議は成立いたします。

なお、議事録署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。4番、藤田吉則委員、34番、廣川哲也委員を指名いたしますので、よろしく願い申し上げます。

議事に入る前に皆さんにお諮りしたいと思います。議第1号、議第2号及び議第3号に議事参与の制限に該当する方が、私を含め4名いらっしゃいますが、三条市農業委員会会議規則第14条ただし書きに「総会の同意があったときは、この限りでない」となっておりますので、皆様の同意をいただいで、議事を進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、同意をいただきましたので、そのように進めさせていただきます。

早速に議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明をいたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきましてご説明を申し上げます。1ページをご覧願います。今月の申請は2件で、合計面積3,980㎡であります。

なお、いずれも先ほど開催されました農地銀行運営委員会であっせん委員よりご報告をいただいた案件であります。

606番は、栗林地内の農地1筆、995㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

607番は、同じく栗林地内の農地2筆、2,985㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきましてご説明を申し上げます。

15ページをご覧願います。今月の申請は、新規設定18件、面積9万5,423㎡、再設定24件、面積11万852.63㎡、合計では42件、面積20万6,275.63㎡であります。

それでは、戻りまして、2ページの608番から順にご説明をいたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

608番から5ページの620番までの13件は相対で、それぞれ新規に利用権を設定するものであります。

608番は、上大浦地内の農地2筆、1,208㎡。

609番は、森町地内の農地1筆、1,130㎡。

610番は、荒沢地内の農地2筆、3,243㎡。

611番は、南中地内の農地7筆、1万8,594㎡。

612番は、栗林地内の農地1筆、995㎡。

613番は、東本成寺地内ほかの農地計8筆、3,109㎡。

614番は、福島新田地内の農地2筆、5,997㎡。

4ページをお願いいたします。615番は、桑切地内の農地13筆、1万623㎡。

616番は、上須頃地内の農地1筆、710㎡。

617番は、原地内の農地1筆、247㎡。

618番は、下大浦地内の農地2筆、2,042㎡。

619番は、南中地内の農地1筆、2,534㎡。

620番は、南中地内の農地1筆、2,943㎡。

以上、13件は相対で、新規にそれぞれ利用権を設定するものであります。

次の621番から7ページの625番までの5件、合計面積5万3,831㎡は、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が新規に利用権を設定するものであります。

それでは、621番から順にご説明をいたします。621番は、塚野目地内ほかの農

地計6筆、7, 850㎡。

6ページをお願いいたします。622番は、石上3丁目地内の農地1筆、773㎡。

623番は、東本成寺地内ほかの農地計9筆、1万4, 153㎡。

624番は、東鱈田地内の農地13筆、1万9, 272㎡。

625番は、駒込地内の農地5筆、1万1, 783㎡。

以上、5件は新潟県農林公社が新規に利用権を設定するものであります。

次の626番から15ページの649番までの24件につきましては再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告を願います。

第3調査部会長は、私の隣に着席願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

おはようございます。それでは、第3調査部会の調査結果についてご報告をいたします。

第3調査部会では、2月23日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時15分に閉会をいたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転2件、新規設定18件、再設定24件、合計件数44件、面積21万255.63㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権設定をする案件以外の39件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、また新潟県農林公社が利用権設定をする5件につきましてもいずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただい

ま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長(野崎会長)

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画(案)に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(清水事務局長)

それでは、議第2号『農用地利用配分計画(案)に対する意見について』ご説明をいたします

17ページをご覧ください。今月、三条市長から意見を求められている案件は新規設定7件、面積5万3,831㎡であります。

16ページをお願いいたします。1番から順に説明をしたいと思います。

なお、議第2号の参考といたしまして、平成29年12月15日現在の借り受け希望者リストを送付させていただきましたが、議案17ページの7番の借り受け人の方については12月15日現在の借り受け希望者リストには登載をされておりませんが、今後予定しております臨時募集に応募され、配分計画の県公告予定日の平成30年4月27日までに登載される予定となっております。

それでは、配分計画(案)をご説明をいたします。16ページをご覧ください。一番左側の番号欄の括弧内に記載しております番号は、先ほどご審議をいただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。なお、借り受け人、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料、受け人の状況につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1番は、議第1号の621番で、北入蔵2丁目地内の農地2筆、1,150㎡。

2番は、同じく621番、大宮新田地内ほかの農地計3筆、4,710㎡。

3番は、同じく621番、大宮新田地内の農地1筆、1,990㎡。

4番は、622番、石上3丁目地内の農地1筆、773㎡。

5番は、623番、金子新田地内ほかの農地計9筆、1万4,153㎡。

6番は、624番、東鱈田地内の農地13筆、1万9,272㎡。

7番は、625番、駒込地内の農地5筆、1万1,783㎡。

以上7件は、それぞれ記載の借り受け人に新規に貸し付けをしたいとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

4 番、藤田吉則委員。

第3 調査部会長（4 番藤田吉則委員）

議第2 号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、合計件数7 件、面積5 万3, 831 ㎡で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、全件異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第2 号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、議第2 号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認めることで答申いたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3 号『農地法第3 条第1 項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第3 号『農地法第3 条第1 項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

18 ページをご覧ください。今月の申請は1 件で、面積2, 936 ㎡であります。

59 番は、帯織南地内の農地1 筆、2, 936 ㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、贈与により取得するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告をお願いします。

4 番、藤田吉則委員。

第3 調査部会長（4 番藤田吉則委員）

議第3 号『農地法第3 条第1 項の規定による許可申請について』は、贈与によるもの1 件、合計件数1 件、面積2, 936 ㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を

受け、譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第4号『事業計画変更申請について』ご説明をいたします。

19ページをご覧ください。今月の申請は2件で、合計面積779㎡であります。

17番は、西本成寺地内の農地1筆、328㎡を売買により取得し、店舗1棟及び駐車場7台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇円でございます。場所につきましては、西鱈田小学校北西300m付近で、500m以内に2つの教育施設があり、かつ申請地北側市道に水道・ガス管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては議第6号の87番で農地法第5条の許可申請がなされております。

18番は、計画変更のみの申請で、西本成寺地内の農地2筆、451㎡を今ほどご説明いたしました17番の計画変更に伴い、当初予定していた建て売り住宅3棟の用地から、建て売り住宅1棟及び道路の用地に変更になったため、事業計画変更申請がなされたものでございます。場所につきましては、西鱈田小学校北西300m付近で、500m以内に2つの教育施設があり、かつ申請地北側市道に水道・ガス管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

議第4号『事業計画変更申請について』は、合計件数2件、面積779㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

20ページをご覧ください。今月の申請は1件で、面積652㎡であります。

12番は、鬼木地内の農地4筆、652㎡を東側既存宅地74.38㎡と一体利用し、住宅1棟、車庫1棟及びカーポートの用地として利用したいものでございます。場所につきましては、刈谷田橋北東500m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告をお願いします。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数1件、面積652㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断をいたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、許可をすることといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

23ページをご覧ください。今月の申請は9件で、合計面積1万1,247.98㎡であります。

21ページにお戻りをお願いいたします。87番は、先ほどご審議をいただきました議第4号『事業計画変更申請について』の17番でご説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略をさせていただきます。

88番は、林町2丁目地内の農地1筆、1,004㎡を売買により取得し、宅地分譲地4区画及び道路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円であります。場所につきましては、三条警察署東側100m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

89番は、林町2丁目地内の農地7筆、3,166㎡を売買により取得し、貸し店舗2棟及び駐車場50台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円あります。場所につきましては、第二中学校西側200m付近で、都市計画用途地域の近隣商業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

90番は、新光町地内の農地3筆、2,921㎡を売買により取得し、宅地分譲地12区画及び道路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円あります。場所につきましては、三条警察署北東100m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

22ページをお願いいたします。91番は、直江町3丁目地内の農地1筆、198㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円であります。場所につきましては、国道8号直江町3丁目交差点北西500m付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

92番は、曲淵3丁目地内の農地1筆、978㎡を売買により取得し、宅地分譲地5区画及び通路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円であります。場所につきましては、県立三条高等学校北側100m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

93番は、今井地内の農地4筆、2,246㎡を売買により取得し、駐車場53台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円であります。場所につきましては、済生会三条病院西側700m付近で、住宅、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

94番は、猪子場新田地内の農地1筆、265㎡を売買により取得し、西側既存宅地1,771.00㎡と一体利用し、駐車場12台及び既存事務所・倉庫1棟、通路等の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円であります。場所につきましては、国道8号一ツ屋敷交差点北東300m付近で、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

95番は、北潟地内の農地2筆、141.98㎡を売買により取得し、東側既存宅地39.03㎡と一体利用し、車庫・物置1棟、駐車場4台及び通路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり〇〇〇円であります。場所につきましては、大面小学校東側600m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数9件、面積1万1,247.98㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、89番を除き、県農業会議への諮問につきましては不要と判断をいたしました。以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認め、89番を除く案件、合計8件については許可することとし、89番の案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長(野崎会長)

続きまして、議第7号『農地の競売(買受)適格者証明願いについて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(清水事務局長)

それでは、議第7号『農地の競売(買受)適格者証明願いについて』ご説明をいたします。

24ページをご覧ください。今月の申請は1件であります。この議案につきましては、平成27年12月総会以来でございますので、買受適格者証明願いについて簡単ではございますが、ご説明をさせていただきたいと思っております。

通常、不動産の競売の場合につきましては、買い受け申し出人のうち、最も高い価格を提示した買い受け申し出人が落札することになりますが、農地の競売の場合には落札者が決まっても、その者が農地法の規定による権利移動の許可を受けられなければ所有権移転をすることができないところとなっておりますのでございます。

そのため、農地の競売の場合には、買い受けの申し出ができる者を「買受適格証明書を有している者」に限定する取り扱いがされております。買受適格証明書の交付は、農地法の許可の手續に準じて行うこととなっておりますので、農地の競売に参加しようとする者は農業委員会に証明願を提出し、農業委員会は農地法の許可ができるか否かの判断をし、適当であるとされた者について証明書を交付するということになっております。

この証明書につきましては、農地法の許可そのものではありませんので、競売の結果、落札することができた者は農地法の許可手續を改めて行う必要がございます。証明書の交付時点で実質的な判断が済んでいることから、許可に要する日時も少なくなり、許可申請書の添付書類も省略できることとなっておりますのでございます。

それでは、議案をご説明を申し上げます。事件番号は、平成28年(ヌ)第1号、競売となる農地は猪子場新田地内の農地3筆、3,007㎡で、農振農用地であります。競売入札期間は、平成30年3月2日から平成30年3月9日であります。特別売却期間は、平成30年3月19日から平成30年3月27日で、物件番号14・15の売却

基準価額は2筆一括で〇〇〇円、買い受け可能価額は〇〇〇円であります。

物件番号16の売却基準価額は〇〇〇円、買い受け可能価額は〇〇〇円であります。債権者は、林町1丁目、〇〇〇〇であります。場所につきましては、国道8号一ツ屋敷交差点北側400m付近であります。競売願い出者は1名で、経営規模拡大を図るため願い出されたものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告を願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

議第7号『農地の競売（買受）適格者証明願いについて』は、件数1件、願い出者1名の申請について、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、証明願い出者の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積など許可要件を全て満たしており、適格者証明願いは適当と判断をいたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第7号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり適格者として証明を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、買受適格者証明書の交付を受けた者が最高競落人となり、農地法第3条申請書を提出された場合、証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可相当とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。ありがとうございました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第8号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第8号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』ご説明をいたします。

25ページをご覧ください。今月ご協議をお願いする案件は1件で、面積216㎡であります。

4番は、大面地内の農地4筆、216㎡について、耕作放棄により、周囲が山林等からの直接的な影響によって農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なため、非農地としたいとするものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告をお願いします。

4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

議第8号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』は、合計件数1件、面積216㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、農地として継続して利用することができないと見込まれることから、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないものとして、非農地と判断をいたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

廣川委員。

34番（廣川哲也委員）

この件につきまして、議案になる経緯について説明をしてください。

議長（野崎会長）

事務局。

事務局（清水事務局長）

本件につきましては、1月25日に所有者から申し出がございまして、そこに記載のとおり昭和34年ころから既に耕作をされていなくて、周囲が山林になって、その土地も山林になってしまっていることから、農地に戻すことができないということで、要は非農地の判断をしていただきたいという申し出があったところでございます。そこにつきまして調査部会等で現地を回りまして、非農地として判断をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（野崎会長）

廣川委員、よろしいですか。

34番（廣川哲也委員）

本人からの申し出だということですのであれなんですけども、非農地としても荒れている状況には変わらないわけですから、周辺の方がそれでいいのかどうかということは、今回のことについては直接的に関係してこないだろうと思うんですけども、その辺のところはどういったことになるんでしょうか。

議長（野崎会長）

事務局。

事務局（清水事務局長）

基本的には非農地の扱いについて、申し出があつて、その現場を見させていただいて、要は土地改良区の受益地になっていないであるとか農振農用地になっていないであるとか、そういったところで判断をさせていただいて、私どもとしてはおととしの12月にも非農地の判断をさせていただきましたが、あれにつきましては農地パトロールに基づいて非農地判断をさせていただいて、非農地としたところについては非農地と判断をしたんで、速やかに地目の変更をお願いしますということで、今回につきましても非農地ということで判断をいたしましたんで、そのような形で所有者のほうへ通知をさせていただきたいと思います。

周辺の状況というものにつきましては、基本的にその周辺が農地であれば、また農地への影響等についても意見を付して出すところでございますが、ここについては山林の中に入っておりますんで、周辺の農地への影響はないものというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（野崎会長）

廣川委員。

34番（廣川哲也委員）

今のご説明で大変よくわかりました。できましたら、その説明を先にしていただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（野崎会長）

事務局。

事務局（清水事務局長）

今後そのようにしてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第8号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第3調査部会長は、自席へお戻りください。どうもご苦労さまでした。

議長（野崎会長）

続きまして、議第9号『農地利用集積円滑化事業規程の変更承認に係る意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第9号『農地利用集積円滑化事業規程の変更承認に係る意見について』ご説明をいたします。

本議案につきましては、先月の総会におきまして必要な改正を行うことに対し、「変更を適当と認める」として意見を付したものでございますが、「にいがた南蒲農業協同組合」から三条市長に対し、「農業委員会等に関する法律」の改正に伴い変更すべき改正の一部がまだ済んでいなかったため、再度変更承認が提出されたものでございます。これに伴いまして、三条市長より当農業委員会に対して意見が求められたものでございます。

26ページをご覧ください。変更箇所につきましては、第11条第2項の下線部の箇所を変更するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第9号につきましては、この規程の変更を適当と認めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略いたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号から報第5号まで、続けて事務局より報告願います。

事務局（清水事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。
ご発言が無いようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

続きまして、来月の調査部会開催案内を願います。

第2調査部会長、21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

来月は、第2調査部会の当番でございます。3月22日午後3時から厚生会館第3集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は27日午後3時開会を予定しておりますが、来月は3月ということで人事異動がございます。渡辺副参事が退職されるということでございますので、歓送迎会を兼ねて、夕方から開催したいと思います。内容については、後で事務局のほうから説明があろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、長時間にわたりましてご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時32分 閉会

会議の・末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（ 4 番）

議事録署名委員（3 4 番）
